

新型コロナウイルスの問題が叫ばれるようになってから既に数か月が経つ中、現在におきましても収束の糸口すら見いだすことができません。むしろ、東京オリンピックの延期をはじめ、日本のみならず海外におきましても混乱が拡大する様相を呈しています。

このような新型コロナウイルスによる混乱を受けて、Squire Patton Boggsの海外オフィスの弁護士が、新型コロナウイルスに関する法的問題及び対応方法をテーマに本記事を作成致しましたので、下記にあるURLをご参照ください。この英文記事につきまして、東京オフィスの弁護士による日本語要約も併せて作成しておりますので、新型コロナウイルス問題への対応をご検討頂く際にご参照頂ければと存じます。また、新型コロナウイルス問題に関するご相談、本記事の内容についてご不明点、ご質問がございましたら、東京オフィスの担当弁護士までご連絡頂ければ幸いです。こちらの記事及び要約を通じまして、少しでもクライアントの皆様のお役に立つべく、こらからも情報発信をさせていただく所存でございますのでお気軽にご相談ください。

スクワイア外国法共同事業法律事務所

Can Coverage for COVID-19 Be Excluded?

新型コロナウイルスは保険適用の対象か？

米国（2020年3月19日）

新型コロナウイルスにより何らかの損害を被った者が保険金を請求する際、ウイルス・バクテリア適用除外特約及び汚染適用除外特約という2つの代表的な適用除外特約を検討する必要があります。本記事では、当事務所の米国弁護士が、米国の裁判例をもとに、これらの適用除外特約について分析をしています。

例えば、*Amco Insurance Co. v. Swagat Group, LLC*, No. 07-3330, 2010 U.S. Dist. LEXIS 4770 (C.D. Ill. Jan. 20, 2010) と *Westport Insurance Corp. v. VN Hotel Group, LLC*, 513 Fed. Appx. 927, 932 (11th Cir. 2013) は、ともにホテル客がレジオネラ症に感染したとされるホテルからの保金請求に関する事件ですが、保険適用の範囲について以下の2つの点が争点となりました。

*Amco*事件では、「バクテリア」の定義に着目し、科学的分類によってレジオネラ症の原因であるバクテリアも含まれると判断しました。新型コロナウイルスの場合、*Amco*事件の裁判所のようにバクテリアを狭く解釈した場合、新型コロナウイルスは科学分類的にはバクテリアでないため、保険の適用除外と判断されそうです。

一方で、*Westport*事件では、感染した場所が問題となりました。バクテリアとウイルスの違いに加えて、保険適用の範囲内であるかの判断は、感染した場所もまた重要になると考えられます。

また、別の例では、*Koegler v. Liberty Mutual Insurance Co.*, 623 F. Supp. 2d 481, 484-85 (S.D.N.Y. 2009) は、バクテリアとウイルスを区別することなく、「*transmission of communicable disease, virus, or syndrome*」により生じるものは適用除外と特約されていましたが、裁判所は、この適用除外特約について、純粋な文言通りの解釈をすべきであるとしました。この適用除外特約及び裁判所の解釈を前提とすれば、新型コロナウイルスは適用が除外される可能性が高いということになります。

Connors v. Zurich American Insurance Co., 872 N.W.2d 109 (Wis. Ct. App. 2015) もレジオネラ症に関する事件でした。*Connors*事件は、標準的な汚染適用除外特約が争われた事件ですが、空气中を漂う微小な水滴に含まれたバクテリアというのは汚染に該当すると判断しました。なお、新型コロナウイルスも空气中を漂う微小な水滴を通じて感染拡大し得ます。

<https://www.inredisputesblog.com/2020/03/can-coverage-for-covid-19-be-excluded/>